

## 貝塚市学校給食用物資納入業者の登録に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、貝塚市立小中学校（以下「小中学校」という。）に学校給食用物資（以下「物資」という。）を納入する業者（以下「納入業者」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (登録申請)

第2条 納入業者の登録をしようとする者は、学校給食用物資納入業者登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、貝塚市学校給食会（以下「学校給食会」という。）に申請しなければならない。

- (1) 食品衛生監視票の写し（食品の取扱いに関し食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に規定する許可が必要な場合に限る。）
- (2) 所轄保健所の営業許可証の写し（食品の取扱いに関し食品衛生法第52条第1項に規定する許可が必要な場合に限る。）
- (3) 主な納入先の調書または業務経歴書
- (4) 市税に未納がない証明書（法人にあっては本社（店）又は支社（店）が本市に所在する場合、個人にあっては本市に住民票を有する場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学校給食会が必要と認める書類

2 前項の申請は、2年に1回、学校給食会が定める期間内に行わなければならない。

3 第1項第3号の書類は、初回の登録申請の場合のみ添付することとする。

### (登録の条件)

第3条 学校給食会は、納入業者の登録を決定する場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 納入業者は、新鮮で良質な物資を、安全で衛生的な方法により、適正な価格で納品すること。
- (2) 納入業者は、食品衛生監視票に基づき学校給食会が改善を求めた箇所について、学校給食会が指定する日までに改善すること。
- (3) 納入業者は、物資を納入する際、食品専用の輸送車を使用して、適正な衛生管理及び温度管理のもと輸送し、小中学校または学校給食会が指定する日時、場所に、必要量を確実に納入すること。
- (4) 納入業者は、学校給食会への物資納入に携わる全ての者を対象に、毎月1回以上検便による細菌検査を行い、検査結果を書面にて学校給食会に報告すること。（納入物資の製造・加工を行う業者に限る。）
- (5) 直近3年以内に、1年以上継続して物資を納入している納入先があること。
- (6) 本市に納税すべき市民税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、学校給食会は、地産地消の推進の観点から必要と認める納入業者を登録することができる。

### (調査)

第4条 学校給食会は、必要があると認めるときは、納入業者の立入調査を行うことができる。

2 納入業者は、前項の立入調査が行われるときは、調査に協力しなければならない。

3 学校給食会は、立入調査時において衛生管理等の問題が発生するおそれがある場合は、納入

業者に衛生管理等を改善するよう指導するものとする。

(登録)

第5条 学校給食会は、第2条の申請があった場合において、審査の上適当と認めるときは、当該申請に係る者を納入業者として登録し、学校給食用物資納入業者登録名簿（様式第2号。以下「登録名簿」という。）に記載するものとする。

2 学校給食会は、第2条の申請をした者に対し、前項の登録をしたときは学校給食用物資納入業者登録通知書（様式第3号）により、登録をしなかったときは学校給食用物資納入業者不登録通知書（様式第4号）により、その旨を通知するものとする。

3 第1項の登録の有効期間は、2年に1回行う定期の登録から次期の定期の登録を行ったときまでとする。

(追加登録)

第6条 学校給食会は、必要があると認めるときは、前条の登録をした年度の翌年度において、納入業者の追加登録をすることができるものとする。

2 前項の追加登録の有効期間は、当該追加登録をした年度の末日までとする。

(申請内容の変更等)

第7条 納入業者の登録をされた者（以下「登録業者」という。）は、申請書に記載した事項に変更が生じたときは学校給食用物資納入業者登録記載事項変更届（様式第5号）により、営業を休止し、又は廃止したときは学校給食用物資納入業者（休止・廃止）届（様式第6号）により、必要書類を添えて速やかに学校給食会に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 学校給食会は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により登録を受けたとき。

(2) 第3条第1項に規定する登録の条件に該当しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、学校給食会が不相当と認めるとき。

2 学校給食会は、前項の規定による取消しをしたときは、学校給食用物資納入業者登録取消通知書（様式第7号）により速やかに当該取消しに係る納入業者に通知するものとする。

3 前項の取消しの通知を受けた者は、取消しの日の翌日から起算して1年を経過した後でなければ、再び登録の申請をすることができない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学校給食会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、決裁の日から施行する。

(準備行為)

2 この規程に規定する納入業者の登録の申請及び登録に関し必要な行為については、この規則の施行の前においても、行うことができる。